

調査しない旨の通知をした事案

事案 (1) 下水道料金について

対象機関	都市整備部生活排水対策課
苦情の趣旨	<p>自宅と倉庫（別棟）の隣接する 2 軒を所有しており、ガス・水道メーターもそれぞれついている。同一敷地内のため下水マスはひとつであるが、水道メーターが別ということで、2 軒分の下水道料金が発生している。</p> <p>使用量が 0 m³であれば、0 円になるのではないかと単純に思う。</p> <p>（趣旨は整理させていただきました。）</p>
調査しない理由	<p>下水道料金については、水道メーターが設置され閉栓されていなければ使用量が 0 m³であっても基本料金が発生します。</p> <p>以上のことから、上越市オンブズパーソン条例第 12 条第 1 項第 5 号の規定により調査することが適当でないと認め、オンブズパーソンとして調査しないこととします。</p> <p>なお、担当課である生活排水対策課には、下水道料金の詳細について、丁寧に、誠意をもって説明するよう要望したことを申し添えます。</p>